

# 大阪市立鷹合小学校PTA規約

昭 26. 5	制定
昭 28. 6	一部改定
昭 38. 6	一部改定
昭 41.10	一部改定
昭 49. 4	一部改定
昭 54. 4	一部改定

## 第一章　名称

第1条 本会は大阪市立鷹合小学校PTAと呼びます。

平 6. 4 一部改定

## 第二章　目的

第2条 本会の目的は下記の通りです。

平 18. 4 一部改定  
平 19. 4 一部改定  
平 22. 4 一部改定  
平 25. 4 一部改定  
平 27. 4 一部改定  
平 30. 4 一部改定  
平 31. 4 一部改定  
令 2. 6 一部改定  
令 5. 5 一部改定  
令 7. 4 一部改定

1. 家庭、学校及び社会の協力によって児童福祉の推進につとめます。
2. 民主的教育に対する理解を深め、これの増進につとめます。
3. 学校の教育的環境整備をはかります。
4. 地域における社会教育の振興をはかります。
5. その他必要と認めた事項

## 第三章　方針

第3条 本会は教育的民主団体として下記の方針に基づいて活動します。

1. 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会もしくは本会や起因の名において、他のいかなる職務の候補者も推薦しません。
2. 本会は学校の教育方針、学校管理、教育人事には一切干渉いたしません。
3. 家庭生活は児童の人格涵養に大きくひびきますから保護者の教育を高め学校との連絡を密にします。
4. 学校の仕事の重要性を理解し先生に協力します。

## 第四章　会員

第4条 本会の会員は下記の通りです。

1. 学校に在籍する児童の保護者
2. 学校に勤務する教職員

第5条 本会の会員はすべて会費を納入し平等の権利と義務を有します。

## 第五章　経理

第6条 本会の経理は会費、事業収入及びその他の収入をもってあてます。

第7条 会費の徴収は下記のとおりです。

1. 会費は会員一口につき月額100円とします。
2. 児童に転出があった場合は、転出日が属する月までの会費を徴収します。
3. 児童に転入があった場合は、転入日が属する月から会費を徴収します。

第8条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第六章 役員

第9条 本会の役員及びその任期は下記の通りです。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名乃至4名
3. 書記 1名
4. 会計 1名乃至2名

役員の任期は1年とします。ただし再選された場合は留任してもさしつかえありません。  
役員は他の役員または会計監査委員を兼ねることが出来ません。

また、第4条 1.の規定の者に限る。

第10条 役員の選出及び就任は下記の通りとします。

1. 11名の委員からなる役員推薦委員会をつくります。
  - (1) 保護者の中から次の方法で6名を選出します。
    - ① 各学年の保護者2名の代表を選出します。
    - ② 学年代表1名を選出します。
  - (2) 教職員の中から互選によって2名を選出します。
  - (3) 実行委員の中から互選によって3名を選出します。
2. 推薦委員会は各々の役員を推薦し、本人の同意を得て総会に報告し承認を求めます。
3. 推薦委員は役員に就任できません。
4. 役員は5月1日から就任します。
5. 役員に欠員が生じた時は、実行委員においてこれを補充します。  
但し、任期は前任者の残任期間とします。

## 第七章 会計監査委員会

第11条 この会の経理を監査するために会計監査委員会を置きます。  
会計監査委員会には、委員長の他、2名の委員を置きます。

第12条 会計監査委員長の選出及び就任は第10条に準じて行います。

第13条

1. 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間2回以上全会員にその結果を報告します。
2. 任期は1年とします。
3. 監査委員長は、実行委員会に出席して、意見を述べることができます。

## 第八章 役員の任務

第14条 役員の任務は下記の通りです。

1. 会長は本会を代表し、会務をとりまとめます。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理人をします。
3. 書記は本会の各種会合の手続き、記録を掌ります。
4. 会計は会計を処理し、総会において会員に報告します。

## 第九章 総会

第15条 総会は本会最高の決議機関であって、集会または書面(議決権行使書)により次の事項を審議決定します。なお、書面総会は非常事態が発生した場合及び会長が必要と判断した場合に可能とし、審議や表決には必要に応じて電磁的記録も含むものとします。また、総会の議長は新旧年度の副会長が交代で務めるものとします。

- (1) 旧年度会務報告及び決算の承認
- (2) 新年度行事計画及び予算
- (3) 規約及び細則の制定、改廃
- (4) 新年度役員の承認

第16条 総会の定足数と決議については下記の通り定めます。但し、規約改正に関する場合は第23条によります。

- (1) 総会は、全会員の10分の1以上の出席または議決権行使書の提出があった場合に成立します。但し、集会形式の場合は委任状を認めます。
- (2) 総会の議事については、出席者または提出された議決権行使書の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定します。
- (3) 議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとします。

第17条 総会は毎年1回以上開きます。但し、実行委員会が必要と認めた場合、または5分の1以上の会員から開催要求があった場合、臨時総会を開きます。

## 第十章 実行委員会

第18条 実行委員会は、役員、各常置委員会の委員長及び副委員長、校長、教頭等によって構成します。

第19条 実行委員会の任務は次の通りです。

1. 規約並びに総会の決議に従って会務を処理します。
2. 本会事業計画を審議遂行します。
3. その他必要と認められる事項

## 第十一章 常置委員会、委員総会

第20条 常置委員会は、第21条に定める各委員会があります。

1. 各常置委員会委員長、副委員長は役員及び校長の意見を聞いて会長が委嘱します。
2. 常置委員会の委員若干名は委員長が推薦し会長が委嘱します。
3. 委員任期は1年とし、補欠者の任期は前任者の残存期間とします。

第21条 常置委員会は下記の者を置き、それぞれの任務があります。

### 1. 学級・保健委員会

- (1) 自分の属する学級委員が、会員としての権利と義務を全うするようにつとめます。
- (2) 学級担任と保護者との連絡につくします。
- (3) 児童の保健衛生の向上と、適切な学校給食の実施につとめます。

### 2. 企画委員会

本会の目的遂行のための諸活動の年次計画をたてます。

### 3. 人権・成人委員会

- (1) 人権啓発活動の推進につとめます。
- (2) 会員の資質向上につとめると共に社会教育の推進に協力します。

### 4. 体育・厚生委員会

会員や児童の福利厚生娛樂につとめます。

### 5. 地域委員会

- (1) 校内外における児童の安全につとめます。
- (2) 校外における児童の保護善導につとめます。
- (3) 地域における会員相互並びに学校との連絡につとめます。
- (4) 地域社会の環境の改善につとめます。

### 6. 広報委員会

会員並びに公衆に対して、本会の意義、活動状況行事を知らせ、認識と理解を深めて進んで協力するよう努力します。

### 7. 図書委員会

児童や会員の読書環境の向上につとめます。

第22条 委員総会の構成、任務は下記の通りです。

1. 実行委員、常置委員全員をもって構成します。
2. 緊急事項で総会開催のいとまがないときの審議決定をします。  
この場合、最近の総会で事後承諾を求めます。

## 第十二章 規約改正

第23条 本会の規約は総会で、出席者または提出された議決権行使書の3分の2以上の賛成によって改正することができます。

第24条 本規約施行に必要な細則は実行委員の決議によって、別に定める事ができます。

## 付 則

※本会には、顧問を置くことができます。

顧問は、役員協議の上、会長が委嘱します。

※本会には、役員経験者をアドバイザーとして置くことができます。

アドバイザーは、役員協議の上、会長が委嘱します。

## PTA・慶弔規定

鷹合小学校PTA会員、学校職員、児童の  
慶弔に関し、下記の通り内規を定める。  
( P T A 本 会 計 よ り 支 出 )

大阪市立鷹合小学校PTA  
平成 5年5月20日一部改正  
平成18年4月13日 一部改正  
平成27年4月24日 一部改正  
令和 5年5月13日 一部改正  
令和 7年4月18日 一部改正

### 1. 祝意を表す場合

○表彰を受けた時(府・市又はこれに準ずる団体)..... 5, 000円

### 2. 見舞いをする場合

○教職員の病気または負傷(1ヶ月以上連続欠勤).....	5, 000円
○児童の就学中の負傷(入院程度).....	5, 000円
○教職員の公傷.....	その都度協議
○教職員の家屋被災.....	その都度協議
○会員の家屋被災.....	その都度協議

### 3.弔意を表す場合

○会員.....	香奠10, 000円
○会員と同居の家族.....	香奠 5, 000円
○児童.....	香奠10, 000円

※通夜、葬儀には、できる限り弔旗を設置すること。

※上記のほか、その都度協議する。

付則 弔問については、下記の通りとする。

		会 長	校 長	役 員 ・ 委 員 長	副 委 員 長	教 職 員	児 童
1	会 員	○	○	○	○	○	
2	会員同居者	○	○	○	○	○	
3	児 童	○	○	○	○	○	○
4	教 職 員	○	○	○	○	○	○
5	教職員の配偶者 父 母 ・ 子 ( 近 府 県 内 )	○	○	○		○	
6	上 記 以 遠	△	△			△	
7	教職員の(6) 以 外 の 同 居 家 族	○	○	○		○	

教職員については、授業に差しさわりの無い範囲とする。

旧教職員、その他の場合は、その都度役員校長等により協議する。(△印は、電報)